「町民カレンダー」有料掲載広告募集要領

「東員町有料広告掲載事業に関する基本要綱」（以下「要綱」という。）の規定に基づき、「町民カレンダー」への掲載広告を次のとおり募集します。

1　「町民カレンダー」の発行概要

○体　裁　　両面カラー印刷
　　展開サイズ：Ｂ３
　　仕上げサイズ：中綴じ製本（２８Ｐ・Ｂ４仕上げ）

○発行予定日　令和９年３月５日（金）

○発行部数　　１０，５００部

○配布先等　　東員町内（各戸配布）
　　その他関係機関等

2　広告の規格等

１枠　縦３０㎜×横６０㎜　各月ページ１２枚分同位置掲載で６万円

○広告の掲載位置は町で決定します。

3　広告掲載期間

町民カレンダー発行予定日より町民カレンダーの使用が終わるまで
（令和１０年３月末）

4　広告の申し込み等

○広告の申し込みは、東員町有料広告掲載申込書により行うこととします。

○広告の申込期日は、令和８年１２月４日（金）必着とします。

○申し込みされた広告案の内容を審査し「東員町有料広告掲載決定通知書」により、掲載の可否をお知らせします。

5　広告掲載原稿

広告掲載原稿は、出力見本を添えて電磁的記録媒体※1で提出してください。

なお、広告掲載にあたりフォント・レイアウト等一部変更する場合があります。

※１電磁的記録媒体とは、この場合 DVD-R(W)、CD-R(W)、など広告内容（イメージ）が記録できる媒体をいいます。

6　広告主の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負います。

7　広告料の支払い

広告掲載の決定を受けた広告主は、「東員町有料広告掲載決定通知書」で通知する納付期限までに広告料の納付を済ませてください。

8　広告の掲載基準

〇次に該当する広告は掲載しません。

・町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
・公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
・法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
・その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

※細部については、東員町広告掲載基準によるものとします。

9　注意事項

〇広告作成及び東員町有料広告掲載申込書に必要な書類等にかかる経費は広告主が負います。

〇町内に「町民カレンダー」が配布されるには、発行日から１週間程度の日数を要します。

１０　申し込み・問い合わせ

三重県員弁郡東員町大字山田１６００番地
東員町役場 政策課　広報秘書係
TEL　0594-86-2862
E-mail　kouhou@town.toin.lg.jp
HP　https://www.town.toin.lg.jp